

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 子ども支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2689)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,172 千円 (前年度予算額：8,172 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,172	0	0	0	0	0	0	0	8,172
要求額	8,172	0	0	0	0	0	0	0	8,172
決定額	8,172	0	0	0	0	0	0	0	8,172

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

子どもの貧困対策については、地域の実情に応じて市町村が取組みを推進する必要があるが、財源や人員不足等により、十分に取組みが進んでいない現状がある。

また、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により子ども食堂の開催が困難となり子どもに弁当や食材を配布する運営団体も現れた。

県は孤食など生活面に困難を抱える子どもの居場所として子ども食堂の活動を支援しているが、今後は、子ども食堂への支援に加え、子どもの家庭に食品を直接配布することで十分な新型コロナウイルス対策ができ、支援が届きにくい子どもに対しても有効である子ども宅食についても支援対象とする必要がある。

(2) 事業内容

市町村が子ども食堂及び子ども宅食の開設・運営を実施する場合、又は支援する事業に対して、県が補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2 (5年間)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	8,172	
合計	8,172	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4次岐阜県少子化対策基本計画

第4章. IV 子育てにやさしい社会づくり

(4) 子どもの貧困対策の推進

(2) 後年度の財政負担

特に負担の大きい開設時の費用や運営費を支援するとともに、継続的に運営費を支援することにより、県内の子ども食堂及び子ども宅食を増加・継続させることができる。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由） 地域の実態を把握している市町村の取組みを支援するため。
補助事業の概要	（目的） 子どもの居場所としての子ども食堂及び食の提供を通じて子どもの見守りを実施する子ども宅食事業の増加を図る。 （内容） 市町村が子ども食堂及び子ども宅食の開設・運営を実施又は支援する事業を行った際に、補助する。
補助率・補助単価等	（内容） 補助率 1 / 2 （5年間） （理由） 特に負担の大きい開設時の費用や運営費を支援するとともに、継続的に運営費を支援し、子ども食堂及び子ども宅食の増加を図る。
補助効果	県内の子ども食堂及び子ども宅食の増加
終期の設定	令和 6 年度 （理由） 周期到来時に目的の達成状況や社会情勢等を踏まえて、その後の方針を検討し、継続や廃止等を判断する。

（事業目標）

孤食など生活面に困難を抱える子どもの居場所としての子ども食堂や支援が届かない子どもを食品の提供を通じて見守ることができる子ども宅食の増加。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28 年度末)	目標 (令和 3 年度末)	目標 (終期)
① 子ども食堂及び子ども宅食の開設・運営を支援するため当補助金を活用する市町村数	0	13	25

	H29 年度	H30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (要求)
補助金交付実績	2,400 千円	2,400 千円	(予算額) 8,172 千円	(予算額) 8,172 千円	(要求額) 8,172 千円
指標①目標	3	8	8	10	13
指標①実績	1	4	7	(推計値) 9	(推計値) 13
指標①達成率	33%	50%	88%	(推計値) 90%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

・当補助金により、7市町が子ども食堂の支援を実施した。

(今後の課題)

・子どもの居場所としての子ども食堂とアウトリーチ型の子ども宅食事業の双方を支援していく中で、市町村や運営団体間において運営ノウハウの共有や相互の連携が必要になる。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	・平成30年の国民生活基礎調査によると子どもの貧困率13.5%のうちひとり親である家庭の貧困率が48.1%であり、非常に高い数値である。貧困の連鎖を断ち切るためにも、市町村と連携して子どもの貧困対策に関する事業（子ども食堂、子ども宅食）を推進する必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	・平成29年度の事業開始年度以降、当該補助制度を活用する市町村は着実に増え、令和元年度には7市町となった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	市町村担当者会議等の機会を利用し、補助金の周知と市町村における活用を依頼し、着実に支援する市町村は増加している。

(事業の見直し検討)

子ども食堂に積極的に参加できない子どもへのアウトリーチ型の新しい支援として、子ども宅食事業を子ども食堂と同様に支援していく必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 子ども食堂や子ども宅食の開設・運営を実施又は支援する市町村が十分ではなく、引き続き、困難を抱える子どもへの支援として継続して実施する。